

新旧対照表

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

改正案	現行
<p>千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱</p> <p>昭和61年4月1日制定 平成2年4月1日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成9年4月1日一部改正 平成9年12月1日一部改正 平成10年6月17日一部改正 平成16年6月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成23年7月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成29年4月1日一部改正 令和元年7月1日一部改正 令和3年5月17日一部改正 <u>令和 年 月 日一部改正</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義) 第2条 六 ハ 産業廃棄物の積替・保管施設 令第6条第1項第1号ハ及びホ並びに令第6条の5第1項第1号ロ及びニに規定する積替え又は保管を行う施設 <u>(廃棄物の排出事業者に係るものを除く。)</u>をいう。 七 設置等 次に掲げる事項をいう。<u>ただし、第27条の2第1項に規定する廃棄物処理施設の更新及び設備の交換を除く。</u></p> <p>第2章 事前協議</p>	<p>千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱</p> <p>昭和61年4月1日制定 平成2年4月1日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成9年4月1日一部改正 平成9年12月1日一部改正 平成10年6月17日一部改正 平成16年6月1日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成23年7月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成29年4月1日一部改正 令和元年7月1日一部改正 令和3年5月17日一部改正</p> <p>第1章 総則</p> <p>(定義) 第2条 六 ハ 産業廃棄物の積替・保管施設 令第6条第1項第1号ハ及びホ並びに令第6条の5第1項第1号ロ及びニに規定する積替え又は保管を行う施設をいう。 七 設置等 次に掲げる事項をいう。</p> <p>第2章 事前協議</p>

改正案	現行
<p>(事前協議)</p> <p>第4条</p> <p>三 廃棄物処理業者の当該業に係る最終処分場、中間処理施設及び産業廃棄物の積替・保管施設</p> <p>四 第1項各号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、知事が相当と認める場合は、第1項の事前協議を省略することができる。</p> <p>七 その他、既に事前協議と同等の手続がなされていると知事が認める施設</p> <p>(関係市町村長に対する意見聴取)</p> <p>第5条</p> <p>三 市町村の事務に係る手続等</p> <p>(手続の省略)</p> <p>第18条</p> <p>(使用前検査)</p> <p>第21条 事業者等は、廃棄物処理施設（法第8条第1項、令第7条各号又は条例第12条第1項に規定する廃棄物処理施設を除く。）の設置等及び更新の工事並びに第27条の2第2項の規定により知事から本要綱に基づく使用前検査を受けるよう通知された設備の交換の工事が完了したときは、工事完了報告書（別記第7号様式）により知事に届け出、使用前検査を受けなければならない。</p> <p>第4章 維持管理</p> <p><u>(施設の更新及び設備の交換)</u></p> <p><u>第27条の2 事業者等は、廃棄物処理施設について、次の各号に掲げる更新又は交換をしようとするときは、あらかじめ廃棄物処理施設更新等事前届出書（別記第11号様式の2）により知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>一 同一の廃棄物処理施設への更新</u></p> <p><u>二 廃棄物処理施設の一部（主要な設備に限る。）の同一のものへの交換</u></p> <p><u>三 第20条第2項の規定により届け出された廃棄物処理施設の同一でないものへの更新（廃棄物処理施設の主要な設備の変更に該当しない、かつ処理能力が10</u></p>	<p>(事前協議)</p> <p>第4条</p> <p>三 廃棄物処理業者の当該業に係る最終処分場、中間処理施設及び廃棄物の積替・保管施設</p> <p>四 第1項各号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当し、知事が相当と認める場合は、第1項の事前協議を省略することができる。</p> <p>七 その他、既に事前協議と同等の手続きがなされていると知事が認める施設</p> <p>(関係市町村長に対する意見聴取)</p> <p>第5条</p> <p>三 市町村の事務に係る手続き等</p> <p>(手続きの省略)</p> <p>第18条</p> <p>(使用前検査)</p> <p>第21条 事業者等は、廃棄物処理施設（法第8条第1項、令第7条各号又は条例第12条第1項に規定する廃棄物処理施設を除く。）の設置等の工事が完了したときは、工事完了報告書（別記第7号様式）により知事に届け出、使用前検査を受けなければならない。</p> <p>第4章 維持管理</p>

改正案	現行
<p><u>パーセント以上増大しない場合に限る。)</u> <u>2 知事は、前項の届出があった場合には、事業者等に対し、必要な手続を通知するものとする。</u></p> <p>(閉鎖協議等) 第28条 事業者等は、最終処分場を廃止しようとするときは、<u>あらかじめ</u>廃棄物最終処分場閉鎖協議書（別記第12号様式）により知事に協議し、承認を得なければならない。</p> <p>第5章 その他</p> <p>(提出書類の部数) 第32条 第4条第1項、第3項、第5項、第13条第1項、第15条第1項、第20条第2項、第21条及び第23条に係る書類等は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。 2 第9条第4項、第11条第4項、第17条第1項、第20条第2項、第22条、第25条、第26条第1項、第27条、<u>第27条の2</u>及び第28条に係る書類は、各1部とする。</p> <p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(閉鎖協議等) 第28条 事業者等は、最終処分場を廃止しようとするときは、<u>予め</u>廃棄物最終処分場閉鎖協議書（別記第12号様式）により知事に協議し、承認を得なければならない。</p> <p>第5章 その他</p> <p>(提出書類の部数) 第32条 第4条第1項、第3項、第5項、第13条第1項、第15条第1項、第20条第2項、第21条及び第23条に係る書類等は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。 2 第9条第4項、第11条第4項、第17条第1項、第20条第2項、第22条、第25条、第26条第1項、第27条及び第28条に係る書類は、各1部とする。</p>

改正案	現行
<p>別表1 (第4条第3項)</p> <p>事前協議書添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 処理工程図 (処理フロー図)、排水経路図 3 施設一覧表 4 場内施設配置図 5 施設処理能力計算書 (施設ごと) 6 環境調査報告書 (別記第2号様式) 7 位置図 (縮尺25,000分の1) 8 付近の見取図 (縮尺2,500分の1、周囲の民家等の状況のわかるもの) 9 廃棄物処理施設の計画概要図 (平面図、立面図、側面図、構造図、断面図、その他) 10 公図の写し (縮尺600分の1) 11 都市計画図 12 土地利用現況図 (縮尺2,500分の1) 13 その他事前協議書中「構造及び維持管理の概要」等で別紙に記載することとしたもの 14 会社の登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの) <u>15</u> 土地使用権原を確認する書類 (計画地の土地の登記事項証明書等、3ヶ月以内のもの) <u>16</u> 施設設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 <u>17</u> 事前申出終了がわかる書類 (一般廃棄物処理施設のみ) <u>18</u> 法第8条第3項及び第15条第3項で規定する生活環境影響調査書の調査の計画 (方法) を記載した書類 (第8条及び第15条に規定する廃棄物処理施設) <u>19</u> 事前協議の省略理由を示す図書 (省略事由に該当する場合のみ) <u>20</u> 最終処分場にあっては次の書類 (1) 施設設計説明書 	<p>別表1 (第4条第3項)</p> <p>事前協議書添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 処理工程図 (処理フロー図)、排水経路図 3 施設一覧表 4 場内施設配置図 5 施設処理能力計算書 (施設ごと) 6 環境調査報告書 (別記第2号様式) 7 位置図 (縮尺25,000分の1) 8 付近の見取図 (縮尺2,500分の1、周囲の民家等の状況のわかるもの) 9 廃棄物処理施設の計画概要図 (平面図、立面図、側面図、構造図、断面図、その他) 10 公図の写し (縮尺600分の1) 11 都市計画図 12 土地利用現況図 (縮尺2,500分の1) 13 その他事前協議書中「構造及び維持管理の概要」等で別紙に記載することとしたもの 14 会社の登記事項証明書 (3ヶ月以内のもの) 15 <u>印鑑証明書 (3ヶ月以内のもの)</u> <u>16</u> 土地使用権原を確認する書類 (計画地の土地の登記事項証明書等、3ヶ月以内のもの) <u>17</u> 施設設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 <u>18</u> 事前申出終了がわかる書類 (一般廃棄物処理施設のみ) <u>19</u> 法第8条第3項及び第15条第3項で規定する生活環境影響調査書の調査の計画 (方法) を記載した書類 (第8条及び第15条に規定する廃棄物処理施設) <u>20</u> 事前協議の省略理由を示す図書 (省略事由に該当する場合のみ) <u>21</u> 最終処分場にあっては次の書類 (1) 施設設計説明書

改正案	現行
<p>①維持管理・防災計画・廃止後の計画も踏まえた施設配置計画 ②周辺水路・地下水の水位・流向・水質データとその影響評価 ③地下水・湧水・放流水処理計画 ④設計説明書（設計・構造検討の基準適用）について ⑤耐震設計（設計震度、耐震性能）における照査報告書 ⑥施設の安定計算・構造計算 ⑦法面保護工の計画 ⑧埋立処分計画を含む廃止までの事業計画・工程計画 ⑨跡地利用計画 ⑩施設の維持管理・修繕計画 (2) 土質地質・地下水調査報告書 ①周辺の土質・地質及び地下水状況 ②調査目的と調査項目及び調査方法 ③調査・試験結果 ④調査結果による基礎地盤の評価 ⑤安定・構造計算に用いる定数の数値の考察 (3) 排水計画説明書 ①降雨・地下水・湧水データ ②計画降雨及び超過洪水の処理計画 ③防災調整池計画 ④場内の雨水・湧水・浸透水排水計画 (4) 土工計画説明書 ①切土・掘削土量及び埋戻し・盛土量の数量計算書 ②覆土・残土計画 ③土砂流出対策 ④土壌溶出試験データ (5) 仮設計画説明書 ①工事用道路計画 ②仮排水計画 ③仮締切・仮設構造物計画 ④仮設工事計画・工程計画 (6) 施設施工計画説明書</p>	<p>①維持管理・防災計画・廃止後の計画も踏まえた施設配置計画 ②周辺水路・地下水の水位・流向・水質データとその影響評価 ③地下水・湧水・放流水処理計画 ④設計説明書（設計・構造検討の基準適用）について ⑤耐震設計（設計震度、耐震性能）における照査報告書 ⑥施設の安定計算・構造計算 ⑦法面保護工の計画 ⑧埋立処分計画を含む廃止までの事業計画・工程計画 ⑨跡地利用計画 ⑩施設の維持管理・修繕計画 (2) 土質地質・地下水調査報告書 ①周辺の土質・地質及び地下水状況 ②調査目的と調査項目及び調査方法 ③調査・試験結果 ④調査結果による基礎地盤の評価 ⑤安定・構造計算に用いる定数の数値の考察 (3) 排水計画説明書 ①降雨・地下水・湧水データ ②計画降雨及び超過洪水の処理計画 ③防災調整池計画 ④場内の雨水・湧水・浸透水排水計画 (4) 土工計画説明書 ①切土・掘削土量及び埋戻し・盛土量の数量計算書 ②覆土・残土計画 ③土砂流出対策 ④土壌溶出試験データ (5) 仮設計画説明書 ①工事用道路計画 ②仮排水計画 ③仮締切・仮設構造物計画 ④仮設工事計画・工程計画 (6) 施設施工計画説明書</p>

改正案	現行
<p>①施設の施工計画 ②施設の施工管理計画 (7) 維持管理計画説明書 ①搬入計画 ②埋立作業管理 ③モニタリング ④施設点検管理 (8) 防災計画説明書 ①組織・連絡体制 ②情報収集・点検及び変位測定 ③応急対策 ④復旧工事 <u>2.1</u> その他知事が必要と認める書類</p>	<p>①施設の施工計画 ②施設の施工管理計画 (7) 維持管理計画説明書 ①搬入計画 ②埋立作業管理 ③モニタリング ④施設点検管理 (8) 防災計画説明書 ①組織・連絡体制 ②情報収集・点検及び変位測定 ③応急対策 ④復旧工事 <u>2.2</u> その他知事が必要と認める書類</p>

改正案

現行

(別記第11号様式の2)

廃棄物処理施設更新等事前届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第27条の2第1項の規定により、施設の更新及び設備の交換をしようとする 一般廃棄物 処理施設について、産業廃棄物 関係書類及び図面を添えて届け出ます。

更新等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・同一施設への更新 ・施設の一部を同一のものへ交換 ・要綱届出施設の同一でないものへの更新
施設の種別	
処理する廃棄物の種類及び処理能力	
設置場所	
許可・届出の区分	法許可 ・ 条例許可 ・ 要綱届出
許可年月日・許可番号 (要綱届出の場合は、 廃棄物処理施設工事 完了確認通知日 ・文書番号)	年 月 日 第 号
更新等の内容 (同一でない施設の 更新の場合は、変更の 内容を含む)	
受付印	

新旧対照表

廃棄物処理施設の構造に関する基準

改正案	現行
<p>廃棄物処理施設の構造に関する基準</p> <p>昭和<u>61</u>年4月1日制定 平成元年10月1日一部改正 平成6年8月29日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成9年12月1日一部改正 平成23年7月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成28年9月15日一部改正 平成29年4月1日一部改正 <u>令和 年 月 日一部改正</u></p> <p>第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）の例によるものとする。</p> <p>第3 準用規格等 廃棄物処理施設の設計、施工に当たっては、次の規格等によるものとし、重複する場合は、この基準が優先する。 (1) 日本産業規格 <u>(2) 全国都市清掃会議「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」</u> <u>(3) 日本河川協会「河川砂防技術基準」</u> <u>(4) 日本道路協会「道路土工指針」</u> <u>(5) その他関連規格等</u></p>	<p>廃棄物処理施設の構造に関する基準</p> <p>昭和63年4月1日制定 平成元年10月1日一部改正 平成6年8月29日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成9年12月1日一部改正 平成23年7月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成28年9月15日一部改正 平成29年4月1日一部改正</p> <p>第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるほか、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号、<u>以下「共同命令」という。</u>）の例によるものとする。</p> <p>第3 準用規格等 廃棄物処理施設の設計、施工に当たっては、次の規格等によるものとし、重複する場合は、この基準が優先する。 (1) 日本産業規格 <u>(2) 土質工学会「土質試験法」、「土質調査法」</u> (3) 全国都市清掃会議「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」 (4) 日本河川協会「河川砂防技術基準」 (5) 日本道路協会「道路土工指針」 (6) その他関連規格等</p>

改正案	現行																																																																																
<p>第4 最終処分場</p> <p>1 最終処分場の種類</p> <p>(1) 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）</p> <p>2 共通基準</p> <p>最終処分場に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 表示等</p> <p>様式第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">一般廃棄物の最終処分場</td></tr> <tr><td style="width: 25%;">処理施設設置者名</td><td colspan="3">〇〇〇株式会社</td></tr> <tr><td>一般廃棄物の種類</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>埋立処分の期間</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td><td>～</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;"> ← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → </p> <p style="text-align: center;"> ← 200 → </p> <p>様式第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）</td></tr> <tr><td style="width: 25%;">産業廃棄物処理業者名</td><td>千葉県知事許可第</td><td>号</td><td>〇〇〇株式会社</td></tr> <tr><td>産業廃棄物の種類</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>埋立処分の期間</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td><td>～</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;"> ← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → </p> <p style="text-align: center;"> ← 200 → </p> <p>(7) 崩壊防止</p> <p>ロ 盛土（土えん堤）</p> <p>(へ) 遮水工を施工する場合は遮水工に変形を生じないよう施工性も考慮し設計するとともに、状況変化に留意しながら施工すること。</p>	一般廃棄物の最終処分場				処理施設設置者名	〇〇〇株式会社			一般廃棄物の種類				埋立処分の期間	年 月 日	～	年 月 日	管理者名		連絡先		産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）				産業廃棄物処理業者名	千葉県知事許可第	号	〇〇〇株式会社	産業廃棄物の種類				埋立処分の期間	年 月 日	～	年 月 日	管理者名		連絡先		<p>第4 最終処分場</p> <p>1 最終処分場の種類</p> <p>(1) 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「しゃ断型最終処分場」という。）</p> <p>2 共通基準</p> <p>最終処分場に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 表示等</p> <p>様式第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">一般廃棄物の最終処分場</td></tr> <tr><td style="width: 25%;">処理施設設置者名</td><td colspan="3">〇〇〇株式会社</td></tr> <tr><td>一般廃棄物の種類</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>埋立処分の期間</td><td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td><td>～</td><td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;"> ← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → </p> <p style="text-align: center;"> ← 200 → </p> <p>様式第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）</td></tr> <tr><td style="width: 25%;">産業廃棄物処理業者名</td><td>千葉県知事許可第</td><td>号</td><td>〇〇〇株式会社</td></tr> <tr><td>産業廃棄物の種類</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>埋立処分の期間</td><td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td><td>～</td><td style="text-align: center;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>管理者名</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;"> ← 50 → ← 50 → ← 25 → ← 75 → </p> <p style="text-align: center;"> ← 200 → </p> <p>(7) 崩壊防止</p> <p>ロ 盛土（土えん堤）</p> <p>(へ) しゃ水工を施工する場合はしゃ水工に変形を生じないよう施工性も考慮し設計するとともに、状況変化に留意しながら施工すること。</p>	一般廃棄物の最終処分場				処理施設設置者名	〇〇〇株式会社			一般廃棄物の種類				埋立処分の期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	管理者名		連絡先		産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）				産業廃棄物処理業者名	千葉県知事許可第	号	〇〇〇株式会社	産業廃棄物の種類				埋立処分の期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	管理者名		連絡先	
一般廃棄物の最終処分場																																																																																	
処理施設設置者名	〇〇〇株式会社																																																																																
一般廃棄物の種類																																																																																	
埋立処分の期間	年 月 日	～	年 月 日																																																																														
管理者名		連絡先																																																																															
産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）																																																																																	
産業廃棄物処理業者名	千葉県知事許可第	号	〇〇〇株式会社																																																																														
産業廃棄物の種類																																																																																	
埋立処分の期間	年 月 日	～	年 月 日																																																																														
管理者名		連絡先																																																																															
一般廃棄物の最終処分場																																																																																	
処理施設設置者名	〇〇〇株式会社																																																																																
一般廃棄物の種類																																																																																	
埋立処分の期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日																																																																														
管理者名		連絡先																																																																															
産業廃棄物の最終処分場（〇〇型）																																																																																	
産業廃棄物処理業者名	千葉県知事許可第	号	〇〇〇株式会社																																																																														
産業廃棄物の種類																																																																																	
埋立処分の期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日																																																																														
管理者名		連絡先																																																																															

改正案			現行		
ホ 法面保護 (イ) 埋立地以外の切土、盛土箇所は必要に応じ、表-3に掲げる工法により法面の崩壊防止工、保護工を施すこと。			ホ 法面保護 (イ) 埋立地以外の切土、盛土箇所は必要に応じ、表-3に掲げる工法により法面の崩壊防止工、保護工を施すこと。		
表-3			表-3		
分類	工 法	目的・特徴	分類	工 法	目的・特徴
植 生 工	種子吹付工 植生マット工 張芝工 客土吹付工 厚層基材吹付工	浸食防止、 全面植生（緑化）	植 生 工	種子吹付工 植生マット工 張芝工 客土吹付工 厚層基材吹付工	浸食防止、 全面植生（緑化）
	植生筋工 筋芝工	盛土法面の浸食防止、部分植生		植生筋工 筋芝工	盛土法面の浸食防止、部分植生
	植生穴工 土のう工	不良土、硬質土法面の浸食防止 部分植生		植生穴工 土のう工	不良土、硬質土法面の浸食防止 部分植生
	樹木植栽工	環境保全、景観		樹木植栽工	環境保全、景観
構 造 物 に よ る 法 面 保 護	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工 プレキャスト枠工	風化、浸食の防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は浸食防止	構 造 物 に よ る の り 面 保 護	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工 プレキャスト枠工	風化、浸食の防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は浸食防止
	コンクリート張工 吹付枠工 現場打ちコンクリート枠工 アンカー工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧をうけるおそれのある箇所の土留、岩盤はく落防止		コンクリート張工 吹付枠工 現場打ちコンクリート枠工 アンカー工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧をうけるおそれのある箇所の土留、岩盤はく落防止
	編籠工 じゃかご工	法表層部の浸食や湧水による流出の抑制		編籠工 じゃかご工	法表層部の浸食や湧水による流出の抑制
	落石防止編工	落石防止		落石防止編工	落石防止
	石積、ブロック積擁壁工 ふとんかご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 杭工 補強土工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）		石積、ブロック積擁壁工 ふとんかご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 くい工 補強土工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

改正案	現行
<p>(8) 地下水の水質監視用井戸</p> <p>イ 地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2か所以上設置すること。</p> <p>(ロ) 設置深さ 第一帯水層までとすること。</p> <p>(ハ) 設置規格 管径100ミリメートル以上とし、第一帯水層にストレーナーを設けること。</p> <p>ハ 水質検査項目は、表-4に定めるとおりとする。</p>	<p>(8) 地下水の水質監視用井戸</p> <p>イ 地下水の状態を監視するため、水質監視用井戸を2か所以上設置すること。</p> <p>(ロ) 設置深さ 第一滞水層までとすること。</p> <p>(ハ) 設置規格 管径100ミリメートル以上とし、第一滞水層にストレーナーを設けること。</p> <p>ハ 水質検査項目は、表-4に定めるとおりとする。</p>

改正案

現行

表-4

項	目
1	水素イオン濃度指数
2	生物化学的酸素要求量
3	化学的酸素要求量
4	塩化物イオン
5	電気伝導率
6	全シアン
7	鉛
8	六価クロム
9	砒素
10	ふっ素
11	総水銀
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
13	カドミウム
14	ほう素
15	PCB
16	トリクロロエチレン
17	テトラクロロエチレン
18	ジクロロメタン
19	四塩化炭素
20	1,2-ジクロロエタン
21	1,1-ジクロロエチレン
22	1,2-ジクロロエチレン
23	1,1,1-トリクロロエタン
24	1,1,2-トリクロロエタン
25	1,3-ジクロロプロペン
26	チウラム
27	シマジン
28	チオベンカルブ
29	ベンゼン
30	セレン
31	アルキル水銀
32	クロロエチレン
33	1,4-ジオキサン

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については総理府・厚生省令第一号に、6項から33項までの項目は環境庁告示第十号によること。

表-4

項	目
1	水素イオン濃度指数
2	生物化学的酸素要求量
3	化学的酸素要求量
4	塩化物イオン
5	電気伝導度
6	全シアン
7	鉛
8	六価クロム
9	砒素
10	ふっ素
11	総水銀
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
13	カドミウム
14	ほう素
15	PCB
16	トリクロロエチレン
17	テトラクロロエチレン
18	ジクロロメタン
19	四塩化炭素
20	1,2-ジクロロエタン
21	1,1-ジクロロエチレン
22	1,2-ジクロロエチレン
23	1,1,1-トリクロロエタン
24	1,1,2-トリクロロエタン
25	1,3-ジクロロプロペン
26	チウラム
27	シマジン
28	チオベンカルブ
29	ベンゼン
30	セレン
31	アルキル水銀
32	クロロエチレン
33	1,4-ジオキサン

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については総理府・厚生省令第一号に、6項から33項までの項目は環境庁告示第十号によること。

改正案	現行
<p>3 遮断型最終処分場の個別基準 遮断型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。</p> <p>(1) 外周仕切設備</p> <p>ロ 遮断効力 遮断効力を有するものとしては、水密コンクリート構造を原則とすること。</p> <p>(2) 内部仕切設備</p> <p>ロ 遮断効力 第4-3-(1)-ロの規定によること。</p> <p>4 管理型最終処分場の個別基準 管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。</p> <p>(1) 擁壁等</p> <p>ロ コンクリート擁壁</p> <p>(イ) 遮水壁を兼ねる場合 図-2のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するための遮水壁を兼ねる場合は、第4-3-(1)-ロ及びハのコンクリートとし、水抜き孔は設けないこと。又、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならない。</p> <p>(ロ) 遮水壁を兼ねない場合 図-3のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するために設ける場合は、通常の土留壁同様に水抜き孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、遮水工を施すこと。</p> <p>ハ 土えん堤 第4-2-(5)～(7)の規定により築造し、遮水工を施すこと。</p> <p>(2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等</p> <p>イ 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行って区画）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、次の措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、必要な措置を講じた廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。</p>	<p>3 しゃ断型最終処分場の個別基準 しゃ断型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。</p> <p>(1) 外周仕切設備</p> <p>ロ しゃ断効力 しゃ断効力を有するものとしては、水密コンクリート構造を原則とすること。</p> <p>(2) 内部仕切設備</p> <p>ロ しゃ断効力 第4-3-(1)-ロの規定によること。</p> <p>4 管理型最終処分場の個別基準 管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。</p> <p>(1) 擁壁等</p> <p>ロ コンクリート擁壁</p> <p>(イ) しゃ水壁を兼ねる場合 図-2のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するためのしゃ水壁を兼ねる場合は、第4-3-(1)-ロ及びハのコンクリートとし、水抜き孔は設けないこと。又、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならない。</p> <p>(ロ) しゃ水壁を兼ねない場合 図-3のようにコンクリート擁壁が廃棄物の流出を防止するために設ける場合は、通常の土留壁同様に水抜き孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、しゃ水工を施すこと。</p> <p>ハ 土えん堤 第4-2-(5)～(7)の規定により築造し、しゃ水工を施すこと。</p> <p>(2) しゃ水工、集水設備、浸出液処理設備等</p> <p>イ 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行って区画）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、次の措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、必要な措置を講じた廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>埋立地には廃棄物の投入のための開口部及び次に定める集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備）の部分を除き廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他遮水工と同等以上の効力を有するものがある部分については、この限りでない。</p> <p>埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐その他の排水設備）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、この限りではない。</p> <p>ハ 遮水工</p> <p>(イ) 表面遮水工法は、シート工法を原則とし、最終覆土完成高まで設置すること。</p> <p>(ロ) 地中遮水工法は、十分な遮水性能と耐久性能を有する工法とすること。</p> <p>(ハ) シート工法</p> <p>① 使用材料は、遮水用シート（合成ゴム系、合成樹脂系）とし、予想される気候、使用年限、廃棄物の種類及び浸出液の性状により次項について検討し、採用すること。</p> <p>a 引張強度が強く、フレキシブルであること。</p> <p>b 菌類、浸出液等による劣化がないこと。</p> <p>c 耐風化性があり、長寿命（耐用年数50年以上）であること。</p> <p>d 黒色で、最低厚は1.5ミリメートルであること。</p> <p>(ニ) 地中遮水工法</p> <p>① 継目の止水法は、十分な遮水性能と耐久性を有する工法とし、確実に浸出液の流出を防止すること。</p> <p>(ホ) 不透水性の地層</p> <p>不透水性の地層とは、透水係数で毎秒1×10^{-9}メートル以下の地層が3.0メートル以上存在する場合とする。</p>	<p>埋立地には廃棄物の投入のための開口部及び次に定める集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、排水設備）の部分を除き廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止することができるしゃ水工を設けること。ただし、埋立地と公共の水域及び地下水との間に十分な厚さの不透水性の地層その他しゃ水工と同等以上の効力を有するものがある部分については、この限りでない。</p> <p>埋立地には、保有水等を有効に集めることができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐その他の排水設備）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）については、この限りではない。</p> <p>ハ しゃ水工</p> <p>(イ) 表面しゃ水工法は、シート工法を原則とし、最終覆土完成高まで設置すること。</p> <p>(ロ) 地中しゃ水工法は、十分なしゃ水性能と耐久性能を有する工法とすること。</p> <p>(ハ) シート工法</p> <p>① 使用材料は、しゃ水用シート（合成ゴム系、合成樹脂系）とし、予想される気候、使用年限、廃棄物の種類及び浸出液の性状により次項について検討し、採用すること。</p> <p>a 引張強度が強く、フレキシブルであること。</p> <p>b 菌類、浸出液等による劣化がないこと。</p> <p>c 耐風化性があり、長寿命（耐用年数50年以上）であること。</p> <p>d 黒色で、最低厚は1.5ミリメートル以上であること。</p> <p>(ニ) 地中しゃ水工法</p> <p>① 継目の止水法は、十分なしゃ水性能と耐久性を有する工法とし、確実に浸出液の流出を防止すること。</p> <p>(ホ) 不透水性の地層</p> <p>不透水性の地層とは、土質学会「土質調査法」による透水試験値で毎秒1×10^{-7}センチメートル以下の地層が3.0メートル以上存在する場合とする。</p>

改正案	現行
<p>へ 浸出液処理設備 (イ) 浸出液処理設備は、表-5に定める排水基準に適合させることのできるものであること。</p> <p>ト 湧水対策 (イ) 切土法面等に湧水がある場合は遮水シート下面に集・排水設備を施すこと。</p> <p>チ 自然発生ガス対策 遮水シート下面に発生ガスがある場合は、ガス抜き管を施工すること。</p> <p>(3) 建設工事汚泥のみの最終処分場に係る遮水工等の構造等は、協議の上、決定することができるものとする。</p>	<p>へ 浸出液処理設備 (イ) 浸出液処理設備は、表-5に定める排水基準に適合させることのできるものであること。</p> <p>ト 湧水対策 (イ) 切土法面等に湧水がある場合はしゃ水シート下面に集・排水設備を施すこと。</p> <p>チ 自然発生ガス対策 しゃ水シート下面に発生ガスがある場合は、ガス抜き管を施工すること。</p> <p>(3) 建設工事汚泥のみの最終処分場に係るしゃ水工等の構造等は、協議の上、決定することができるものとする。</p>

改正案

表-5

項 目		排 水 基 準
有 害 物 質 関 係	(1) カドミウム及びその化合物	0.01mg/L <u>以下</u>
	(2) シアン化合物	不検出
	(3) 有機リン化合物	不検出
	(4) 鉛及びその化合物	0.1 mg/L <u>以下</u>
	(5) 六価クロム化合物	0.05ng/L <u>以下</u>
	(6) 砒素及びその化合物	0.05ng/L <u>以下</u>
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005ng/L <u>以下</u>
	(8) アルキル水銀化合物	不検出
	(9) PCB	不検出
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/L <u>以下</u>
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/L <u>以下</u>
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/L <u>以下</u>
	(13) 四塩化炭素	0.02ng/L <u>以下</u>
	(14) 1,2 -ジクロロエタン	0.04ng/L <u>以下</u>
	(15) 1,1 -ジクロロエチレン	1 mg/L <u>以下</u>
	(16) シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.4 mg/L <u>以下</u>
	(17) 1,1,1 -トリクロロエタン	3 mg/L <u>以下</u>
	(18) 1,1,2 -トリクロロエタン	0.06ng/L <u>以下</u>
	(19) 1,3 -ジクロロプロペン	0.02ng/L <u>以下</u>
	(20) チウラム	0.06ng/L <u>以下</u>
	(21) シマジン	0.03ng/L <u>以下</u>
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/L <u>以下</u>
	(23) ベンゼン	0.1 mg/L <u>以下</u>
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/L <u>以下</u>

現行

表-5

項 目		排 水 基 準
有 害 物 質 関 係	(1) カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
	(2) シアン化合物	不検出
	(3) 有機リン化合物	不検出
	(4) 鉛及びその化合物	0.1 mg/L
	(5) 六価クロム化合物	0.05ng/L
	(6) 砒素及びその化合物	0.05ng/L
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005ng/L
	(8) アルキル水銀化合物	不検出
	(9) PCB	不検出
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/L
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/L
	(13) 四塩化炭素	0.02ng/L
	(14) 1,2 -ジクロロエタン	0.04ng/L
	(15) 1,1 -ジクロロエチレン	1 mg/L
	(16) シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.4 mg/L
	(17) 1,1,1 -トリクロロエタン	3 mg/L
	(18) 1,1,2 -トリクロロエタン	0.06ng/L
	(19) 1,3 -ジクロロプロペン	0.02ng/L
	(20) チウラム	0.06ng/L
	(21) シマジン	0.03ng/L
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/L
	(23) ベンゼン	0.1 mg/L
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/L

改正案		現行		
項目	排水基準	項目	排水基準	
	(25)ほう素及びその化合物	海域 230mg/L <u>以下</u> 海域以外 10mg/L <u>以下</u>	(25)ほう素及びその化合物	海域 230mg/L 海域以外 10mg/L
	(26)ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>)※1 海域以外 8mg/L <u>以下</u>	(26)ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L(10mg/L)※1 海域以外 8mg/L
	(27)アンモニア, アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L <u>以下</u>	(27)アンモニア, アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
	(28)1,4-ジオキサン	0.5 mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 2	(28)1,4-ジオキサン	0.5 mg/L (10mg/L) ※ 2
有害物質以外	(1)水素イオン濃度指数	海域 5.0 <u>以上</u> 9.0 <u>以下</u> 海域以外 5.8 <u>以上</u> 8.6 <u>以下</u>	(1)水素イオン濃度指数	海域 5.0 ~ 9.0 海域以外 5.8 ~ 8.6
	(2)生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(2)生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L (10mg/L) ※ 5
	(3)化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(3)化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L (10mg/L) ※ 5
	(4)浮遊物質	40mg/L <u>以下</u> (20mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(4)浮遊物質	40mg/L (20mg/L) ※ 5
	(5)鉱油類含有量	3 mg/L <u>以下</u> (2 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(5)鉱油類含有量	3 mg/L (2 mg/L) ※ 5
	(6)動植物油脂類含有量	5 mg/L <u>以下</u> (3 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(6)動植物油脂類含有量	5 mg/L (3 mg/L) ※ 5
	(7)フェノール類含有量	0.5 mg/L <u>以下</u>	(7)フェノール類含有量	0.5 mg/L
	(8)銅含有量	1 mg/L <u>以下</u>	(8)銅含有量	1 mg/L
	(9)亜鉛含有量	1 mg/L <u>以下</u>	(9)亜鉛含有量	1 mg/L
	(10)溶解性鉄含有量	5 mg/L <u>以下</u> (1 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(10)溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
	(11)溶解性マンガン含有量	5 mg/L <u>以下</u> (1 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(11)溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
	(12)クロム含有量	0.5 mg/L <u>以下</u>	(12)クロム含有量	0.5 mg/L
	(13)大腸菌群数	3,000 個/cm ³ <u>以下</u>	(13)大腸菌群数	3,000 個/cm ³
	(14)窒素含有量 ※ 6	120mg/L <u>以下</u> <日間平均 60mg/L <u>以下</u> > ※ 7	(14)窒素含有量 ※ 6	120mg/L <日間平均 60mg/L> ※ 7
	(15)磷含有量 ※ 6	16mg/L <u>以下</u> <日間平均 8mg/L <u>以下</u> > ※ 7	(15)磷含有量 ※ 6	16mg/L <日間平均 8mg/L> ※ 7
有害物質以外	(1)水素イオン濃度指数	海域 5.0 <u>以上</u> 9.0 <u>以下</u> 海域以外 5.8 <u>以上</u> 8.6 <u>以下</u>	(1)水素イオン濃度指数	海域 5.0 ~ 9.0 海域以外 5.8 ~ 8.6
	(2)生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(2)生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L (10mg/L) ※ 5
	(3)化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(3)化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L (10mg/L) ※ 5
	(4)浮遊物質	40mg/L <u>以下</u> (20mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(4)浮遊物質	40mg/L (20mg/L) ※ 5
	(5)鉱油類含有量	3 mg/L <u>以下</u> (2 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(5)鉱油類含有量	3 mg/L (2 mg/L) ※ 5
	(6)動植物油脂類含有量	5 mg/L <u>以下</u> (3 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(6)動植物油脂類含有量	5 mg/L (3 mg/L) ※ 5
	(7)フェノール類含有量	0.5 mg/L <u>以下</u>	(7)フェノール類含有量	0.5 mg/L
	(8)銅含有量	1 mg/L <u>以下</u>	(8)銅含有量	1 mg/L
	(9)亜鉛含有量	1 mg/L <u>以下</u>	(9)亜鉛含有量	1 mg/L
	(10)溶解性鉄含有量	5 mg/L <u>以下</u> (1 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(10)溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
	(11)溶解性マンガン含有量	5 mg/L <u>以下</u> (1 mg/L <u>以下</u>) ※ 5	(11)溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
	(12)クロム含有量	0.5 mg/L <u>以下</u>	(12)クロム含有量	0.5 mg/L
	(13)大腸菌群数	3,000 個/cm ³ <u>以下</u>	(13)大腸菌群数	3,000 個/cm ³
	(14)窒素含有量 ※ 6	120mg/L <u>以下</u> <日間平均 60mg/L <u>以下</u> > ※ 7	(14)窒素含有量 ※ 6	120mg/L <日間平均 60mg/L> ※ 7
	(15)磷含有量 ※ 6	16mg/L <u>以下</u> <日間平均 8mg/L <u>以下</u> > ※ 7	(15)磷含有量 ※ 6	16mg/L <日間平均 8mg/L> ※ 7

改正案	現行																												
<p>第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設</p> <p>1 共通基準</p> <p>(2) 表示等</p> <p>様式5の2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">産業廃棄物中間処理施設（自社）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の種類 ※1</td> <td style="text-align: center;">○○の○○施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処理する産業廃棄物の種類 ※2</td> <td style="text-align: center;">○○○（○○○）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処理能力</td> <td style="text-align: center;">○○t/日（○○t/h×○h）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可年月日及び許可番号 ※3</td> <td style="text-align: center;">○○年○○月○○日 第○○-○○-○○号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理責任者</td> <td style="text-align: center;">○○○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡先</td> <td style="text-align: center;">内線○○○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">60</p>	産業廃棄物中間処理施設（自社）		施設の種類 ※1	○○の○○施設	処理する産業廃棄物の種類 ※2	○○○（○○○）	処理能力	○○t/日（○○t/h×○h）	許可年月日及び許可番号 ※3	○○年○○月○○日 第○○-○○-○○号	管理責任者	○○○	連絡先	内線○○○	<p>第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設</p> <p>1 共通基準</p> <p>(2) 表示等</p> <p>様式5の2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">産業廃棄物中間処理施設（自社）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設の種類 ※1</td> <td style="text-align: center;">○○の○○施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処理する産業廃棄物の種類 ※2</td> <td style="text-align: center;">○○○（○○○）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">処理能力</td> <td style="text-align: center;">○○t/日（○○t/h×○h）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可年月日及び許可番号 ※3</td> <td style="text-align: center;"><u>平成</u>○○年○○月○○日 第○○-○○-○○号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">管理責任者</td> <td style="text-align: center;">○○○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連絡先</td> <td style="text-align: center;">内線○○○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">60</p>	産業廃棄物中間処理施設（自社）		施設の種類 ※1	○○の○○施設	処理する産業廃棄物の種類 ※2	○○○（○○○）	処理能力	○○t/日（○○t/h×○h）	許可年月日及び許可番号 ※3	<u>平成</u> ○○年○○月○○日 第○○-○○-○○号	管理責任者	○○○	連絡先	内線○○○
産業廃棄物中間処理施設（自社）																													
施設の種類 ※1	○○の○○施設																												
処理する産業廃棄物の種類 ※2	○○○（○○○）																												
処理能力	○○t/日（○○t/h×○h）																												
許可年月日及び許可番号 ※3	○○年○○月○○日 第○○-○○-○○号																												
管理責任者	○○○																												
連絡先	内線○○○																												
産業廃棄物中間処理施設（自社）																													
施設の種類 ※1	○○の○○施設																												
処理する産業廃棄物の種類 ※2	○○○（○○○）																												
処理能力	○○t/日（○○t/h×○h）																												
許可年月日及び許可番号 ※3	<u>平成</u> ○○年○○月○○日 第○○-○○-○○号																												
管理責任者	○○○																												
連絡先	内線○○○																												
<p>第6 産業廃棄物の積替・保管施設の個別基準</p> <p>3 保管施設</p> <p>(1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設であること。</p> <p>(2) 廃棄物を種類ごとに保管できるような仕切り壁等を設けること。</p> <p>(3) 仕切り壁は、コンクリート構造を原則とし、構造耐力上安全であること。</p> <p>(4) 床面は、コンクリート舗装（厚さ10センチメートル以上）を原則とする。</p> <p><u>(5) 廃棄物の保管高さを、保管施設の内壁に明示すること。</u></p> <p><u>(6) 液状廃棄物は、運び込まれた容器のまま保管できる構造とすること。</u></p> <p><u>(7) 悪臭のある産業廃棄物は密閉構造の保管施設とすること。</u></p> <p><u>(8) 必要に応じ屋内で保管できる構造とすること。</u></p>	<p>第6 産業廃棄物の積替・保管施設の個別基準</p> <p>3 保管施設</p> <p>(1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれのない保管施設であること。</p> <p>(2) 廃棄物を種類ごとに保管できるような仕切り壁 <u>(高さ2.0メートル以上)</u>等を設けること。</p> <p>(3) 仕切り壁は、コンクリート構造を原則とし、構造耐力上安全であること。</p> <p>(4) 床面は、コンクリート舗装（厚さ10センチメートル以上）を原則とする。</p> <p><u>(5) 廃棄物の保管高さは2.0メートル以下とする。</u></p> <p><u>(6) 廃棄物の保管高さを、保管施設の内壁に明示すること。</u></p> <p><u>(7) 液状廃棄物は、運び込まれた容器のまま保管できる構造とすること。</u></p> <p><u>(8) 悪臭のある産業廃棄物は密閉構造の保管施設とすること。</u></p> <p><u>(9) 必要に応じ屋内で保管できる構造とすること。</u></p>																												
<p>第7 施行期日及び経過措置</p> <p>1 この基準は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。</p>	<p>第7 施行期日及び経過措置</p> <p>1 この基準は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p>																												

新旧対照表

廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

改正案	現行
<p style="text-align: center;">廃棄物処理施設の維持管理に関する基準</p> <p style="text-align: center;">昭和61年4月1日制定 平成元年10月1日一部改正 平成6年8月29日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成9年12月1日一部改正 平成23年7月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成28年3月15日一部改正 平成28年9月15日一部改正 平成29年4月1日一部改正 <u>令和 年 月 日一部改正</u></p> <p>第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。 (1) <u>遮</u>断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場 (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場 (3) 管理型最終処分場 前(1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場</p> <p>第3 最終処分場の基準 1 共通基準 最終処分場に係る共通の維持管理に関する基準は次のとおりとする。 (19) 記録及び保存 イ 最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、<u>廃止までの間</u>保存すること。</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物処理施設の維持管理に関する基準</p> <p style="text-align: center;">昭和61年4月1日制定 平成元年10月1日一部改正 平成6年8月29日一部改正 平成7年4月1日一部改正 平成9年12月1日一部改正 平成23年7月1日一部改正 平成26年4月1日一部改正 平成28年3月15日一部改正 平成28年9月15日一部改正 平成29年4月1日一部改正</p> <p>第2 定義 この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次の各号に掲げるものの例によるものとする。 (1) <u>しゃ</u>断型最終処分場 令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場 (2) 安定型最終処分場 令第7条第14号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場 (3) 管理型最終処分場 前(1)及び(2)以外の産業廃棄物又は一般廃棄物の最終処分場 <u>(4) 共同命令 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)</u></p> <p>第3 最終処分場の基準 1 共通基準 最終処分場に係る共通の維持管理に関する基準は次のとおりとする。 (19) 記録及び保存 イ 最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存すること。</p>

改正案	現行
<p>2 遮断型最終処分場の個別基準 遮断型最終処分場に係る維持管理に関する基準は次のとおりとする。</p> <p>第4 最終処分場の閉鎖に係る基準</p> <p>2 遮断型最終処分場の閉鎖に係る個別基準 遮断型最終処分場の閉鎖に係る基準は次のとおりとする。</p> <p>第7 施行期日及び経過措置</p> <p>1 この基準は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。</p>	<p>2 し断型最終処分場の個別基準 し断型最終処分場に係る維持管理に関する基準は次のとおりとする。</p> <p>第4 最終処分場の閉鎖に係る基準</p> <p>2 し断型最終処分場の閉鎖に係る個別基準 し断型最終処分場の閉鎖に係る基準は次のとおりとする。</p> <p>第7 施行期日及び経過措置</p> <p>1 この基準は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p>

改正案

現行

表-1 地下水の水質検査項目及び分析方法

表-1 地下水の水質検査項目及び分析方法

項 目		頻度
1	水素イオン濃度指数	月 1 回 以 上
2	生物化学的酸素要求量	
3	化学的酸素要求量	
4	塩化物イオン	
5	電気伝導率	
6	全シアン	年 1 回 以 上
7	鉛	
8	六価クロム	
9	砒素	
10	ふっ素	
11	総水銀	
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
13	カドミウム	
14	ほう素	
15	PCB	
16	トリクロロエチレン	
17	テトラクロロエチレン	
18	ジクロロメタン	
19	四塩化炭素	
20	1,2-ジクロロエタン	
21	1,1-ジクロロエチレン	
22	1,2-ジクロロエチレン	
23	1,1,1-トリクロロエタン	
24	1,1,2-トリクロロエタン	
25	1,3-ジクロロプロペン	
26	チウラム	
27	シマジン	
28	チオベンカルブ	
29	ベンゼン	
30	セレン	
31	アルキル水銀	
32	クロロエチレン	
33	1,4-ジオキサン	

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については総理府・厚生省令第一号に、6項から33項までの項目は環境庁告示第十号によること。

項 目		頻度
1	水素イオン濃度指数	月 1 回 以 上
2	生物化学的酸素要求量	
3	化学的酸素要求量	
4	塩化物イオン	
5	電気伝導度	
6	全シアン	年 1 回 以 上
7	鉛	
8	六価クロム	
9	砒素	
10	ふっ素	
11	総水銀	
12	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
13	カドミウム	
14	ほう素	
15	PCB	
16	トリクロロエチレン	
17	テトラクロロエチレン	
18	ジクロロメタン	
19	四塩化炭素	
20	1,2-ジクロロエタン	
21	1,1-ジクロロエチレン	
22	1,2-ジクロロエチレン	
23	1,1,1-トリクロロエタン	
24	1,1,2-トリクロロエタン	
25	1,3-ジクロロプロペン	
26	チウラム	
27	シマジン	
28	チオベンカルブ	
29	ベンゼン	
30	セレン	
31	アルキル水銀	
32	クロロエチレン	
33	1,4-ジオキサン	

各項目の分析方法については、2項から5項までの項目については総理府・厚生省令第一号に、6項から33項までの項目は環境庁告示第十号によること。

改正案

表-3 放流水の水質検査項目

項 目		排 水 基 準
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下
	(2) シアン化合物	不検出
	(3) 有機リン化合物	不検出
	(4) 鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	(5) 六価クロム化合物	0.05ng/L以下
	(6) 砒素及びその化合物	0.05ng/L以下
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005ng/L以下
	(8) アルキル水銀化合物	不検出
	(9) PCB	不検出
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	(13) 四塩化炭素	0.02ng/L以下
	(14) 1,2 -ジクロロエタン	0.04ng/L以下
	(15) 1,1 -ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	(16) シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	(17) 1,1,1 -トリクロロエタン	3 mg/L以下
	(18) 1,1,2 -トリクロロエタン	0.06ng/L以下
	(19) 1,3 -ジクロロプロペン	0.02ng/L以下
	(20) チウラム	0.06ng/L以下
	(21) シマジソ	0.03ng/L以下
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	(23) ベンゼン	0.1 mg/L以下
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下

現行

表-3 放流水の水質検査項目

項 目		排 水 基 準
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
	(2) シアン化合物	不検出
	(3) 有機リン化合物	不検出
	(4) 鉛及びその化合物	0.1 mg/L
	(5) 六価クロム化合物	0.05ng/L
	(6) 砒素及びその化合物	0.05ng/L
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005ng/L
	(8) アルキル水銀化合物	不検出
	(9) PCB	不検出
	(10) トリクロロエチレン	0.1 mg/L
	(11) テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
	(12) ジクロロメタン	0.2 mg/L
	(13) 四塩化炭素	0.02ng/L
	(14) 1,2 -ジクロロエタン	0.04ng/L
	(15) 1,1 -ジクロロエチレン	1 mg/L
	(16) シス-1,2 -ジクロロエチレン	0.4 mg/L
	(17) 1,1,1 -トリクロロエタン	3 mg/L
	(18) 1,1,2 -トリクロロエタン	0.06ng/L
	(19) 1,3 -ジクロロプロペン	0.02ng/L
	(20) チウラム	0.06ng/L
	(21) シマジソ	0.03ng/L
	(22) チオベンカルブ	0.2 mg/L
	(23) ベンゼン	0.1 mg/L
	(24) セレン及びその化合物	0.1 mg/L

改正案			現行		
項 目		排 水 基 準	項 目		排 水 基 準
	(25)ほう素及びその化合物	海域 230mg/L <u>以下</u> 海域以外 10mg/L <u>以下</u>		(25)ほう素及びその化合物	海域 230mg/L 海域以外 10mg/L
	(26)ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>)※1 海域以外 8mg/L <u>以下</u>		(26)ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L(10mg/L)※1 海域以外 8mg/L
	(27)アンモニア, アンモニウム化合物 硝酸化合物及び亜硝酸化合物	100mg/L <u>以下</u>		(27)アンモニア, アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
	(28)1,4-ジオキサン	0.5 mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 2		(28)1,4-ジオキサン	0.5 mg/L (10mg/L) ※ 2
有害物質以外	(1) 水素イオン濃度指数	海域 5.0 <u>以上</u> 9.0 <u>以下</u> 海域以外 5.8 <u>以上</u> 8.6 <u>以下</u>	有害物質以外	(1) 水素イオン濃度指数	海域 5.0 ~9.0 海域以外 5.8 ~8.6
	(2) 生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 5		(2) 生物化学的酸素要求量 ※ 3	20mg/L (10mg/L) ※ 5
	(3) 化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L <u>以下</u> (10mg/L <u>以下</u>) ※ 5		(3) 化学的酸素要求量 ※ 4	20mg/L (10mg/L) ※ 5
	(4) 浮遊物質	40mg/L <u>以下</u> (20mg/L <u>以下</u>) ※ 5		(4) 浮遊物質	40mg/L (20mg/L) ※ 5
	(5) 鉱油類含有量	3 mg/L <u>以下</u> (2 mg/L <u>以下</u>) ※ 5		(5) 鉱油類含有量	3 mg/L (2 mg/L) ※ 5
	(6) 動植物油類含有量	5 mg/L <u>以下</u> (3 mg/L <u>以下</u>) ※ 5		(6) 動植物油類含有量	5 mg/L (3 mg/L) ※ 5
	(7) フェノール類含有量	0.5 mg/L <u>以下</u>		(7) フェノール類含有量	0.5 mg/L
	(8) 銅含有量	1 mg/L <u>以下</u>		(8) 銅含有量	1 mg/L
	(9) 亜鉛含有量	1 mg/L <u>以下</u>		(9) 亜鉛含有量	1 mg/L
	(10) 溶解性鉄含有量	5 mg/L <u>以下</u> (1 mg/L <u>以下</u>) ※ 5		(10) 溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
	(11) 溶解性マンガン含有量	5 mg/L <u>以下</u> (1 mg/L <u>以下</u>) ※ 5		(11) 溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 5
	(12) クロム含有量	0.5 mg/L <u>以下</u>		(12) クロム含有量	0.5 mg/L
	(13) 大腸菌群数	3,000 個/cm ³ <u>以下</u>		(13) 大腸菌群数	3,000 個/cm ³
	(14) 窒素含有量 ※ 6	120mg/L <u>以下</u> <日間平均 60mg/L <u>以下</u> > ※ 7		(14) 窒素含有量 ※ 6	120mg/L <日間平均 60mg/L> ※ 7
	(15) 磷含有量 ※ 6	16mg/L <u>以下</u> <日間平均 8mg/L <u>以下</u> > ※ 7		(15) 磷含有量 ※ 6	16mg/L <日間平均 8mg/L> ※ 7